

## 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）

### 1 条例制定の背景

近年、市内の市街化調整区域を中心に、金属スクラップなどの再生資源物を屋外保管している施設が多く立地されるようになり、保管に伴う騒音、振動及び悪臭の発生や、不適切な保管による火災により、市民生活の安全に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は有価物として取引されており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の規制対象となる廃棄物には該当せず、直接規制する法令等がなく、対応に苦慮しています。

そこで、市では、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とした条例を制定しようとするものです。

### 2 条例の概要

#### （1）目的

再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とします。

#### （2）定義

【再生資源物】 使用を終了し、再生資源として収集された金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、陶磁器、コンクリートその他これらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物をいいます。ただし、廃棄物処理法に規定する「廃棄物」及び「有害使用済機器」に該当するものを除きます。

【屋外保管事業者】 再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管する者をいいます。

### (3) 責務

【屋外保管事業者】屋外保管事業者は、屋外保管及び屋外保管事業場の維持管理を適正に行わなければならない、苦情等が生じたときは誠意をもってその解決に当たらなければならないものとし、また、屋外保管事業場を設置しようとするものは、その旨を土地所有者に説明しなければならないものとし、

【土地所有者】屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならないものとし、

【越谷市】屋外保管事業者に対し、適正な維持管理等を指導するとともに、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携し、市民生活の安全及び生活環境の保全に努めるものとし、

### (4) 事前協議

再生資源物の屋外保管事業場の設置の許可を申請しようとする者は、その計画について、あらかじめ市長と協議し、許可の申請前に、計画地の敷地境界から200m以内の周辺住民等を対象に説明会を開催しなければならないものとし、

### (5) 屋外保管事業場の設置の許可

屋外保管事業場を設置しようとする者は、事業計画に関する必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を市長に提出し、あらかじめ許可を受けなければならないものとし、

ただし、屋外保管事業場の敷地面積が100㎡以下である場合や、本来の業務に付随して一時的に屋外保管を行う場合、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で規定される許可を受けた者の当該許可に係る事業所に該当する場合には、許可を受ける必要はないものとし、なお、許可の有効期間は、5年間とし、更新制とし、

また、次の基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、市長は許可してはならないものとし、

### 【立地基準】

- ①住宅等（住宅、学校、病院、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するもの）から屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であることとします。なお、許可申請後に設置された場合は除きます。
- ②屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることとします。

### 【構造基準】

- ①屋外保管事業場に、周辺への騒音・振動の緩和、火災時の延焼の緩和、歩行者の安全確保等を目的に囲いを設けることとします。また、敷地境界から囲いと間に1.5メートル以上の緩衝緑地帯を設けることとします。
- ②囲いの内側、すなわち事業場内の床全面を不浸透性の材料で覆うとともに、排水を放流する場合、その水質が生活環境の保全上支障が生じないようにするために必要な排水処理設備を設けることとします。

### 【保管基準】

- ①屋外保管の場所（屋外保管事業場内において、再生資源物を保管するための用に供する区画をいう。）の周囲に囲いが設けられていることとします。
- ②屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、必要な措置（荷重が囲いにかかる場合に構造耐力上安全であることや、再生資源物の高さが5メートルを超えないようにすることとします。）を講ずることとします。
- ③屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けることとします。
- ④屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように、必要な措置を講ずることとします。

- ⑤屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するために、必要な措置を講ずることとします。
- ⑥屋外保管事業場には、害獣・害虫等が発生しないようにすることとします。
- ⑦保管する物が越谷市火災予防条例（第33条第1項）に規定する指定可燃物である場合は、同条例の基準が優先されます。

#### 【欠格要件】

申請者（法人の場合は役員及び使用人）が再生資源物の屋外保管を適正になし得ない者として、破産手続きを開始した者、禁固以上の刑に処せられた者、廃棄物処理法をはじめとした生活環境の保全を目的とする法令等及びこの条例に違反し処罰された者、廃棄物処理法、浄化槽法及びこの条例の許可を取り消された者、暴力団員等その他不正又は不誠実な行為をするおそれがある者等に該当しないこととします。

#### （6）変更の許可等

名称や役員の変更及び生活環境への影響が軽微な変更以外の変更を行う場合は、変更の許可を要するものとします。この場合、新規の許可と同様に、申請の前に事前協議を行う必要があります。

#### （7）名義貸しの禁止

許可を受けた者以外では、安全の確保及び環境保全措置が適正に講じられないおそれがあること、及び問題が生じた際の責任の所在が不明確になることから、名義貸しを禁止します。

#### （8）屋外保管許可事業者に対する勧告、命令、許可の取消し

許可を受けた屋外保管事業場が、立地基準、構造基準または保管基準に適合しなくなった場合や、本条例及び許可条件に違反した場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できることとします。また、勧告に従わない場合は、当該措置を講ずるよう命令し、施設の使用停止を命じるものとします。さらに、勧告、命令の発出の有無に関わらず、基準に適合しないことで市民生活の安全又は生活環境に支障が生じている場合は、

直ちに支障除去を命じることとします。

許可を受けた屋外保管事業者（以下、屋外保管許可事業者という。）が、欠格要件に該当したとき、重大な違反行為をしたとき、命令に従わないとき、不正の手段で許可を受けたときについては機械的に許可を取り消すものとし、保管基準等の不適合、許可条件違反の場合は、事案に応じて許可を取り消すものとしします。

#### **（9）記録の作成等**

屋外保管許可事業者は、再生資源物の出所から売り先までを明確にするため、受け取りや引き渡しをしたときは、その記録を作成するとともに、5年間保存しなければならないものとしします。

#### **（10）報告の徴収、立入検査**

市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者に必要な報告を求めることができることを定めます。また、屋外保管事業場に市職員が立ち入り、関係者に対し、質問や記録等の検査をすることができることを定めます。

#### **（11）屋外保管許可事業者以外の事業者に対する勧告及び命令**

保管基準に適合しない保管により市民生活の安全及び生活環境の保全上の支障が生じている場合や、違反行為を行っている場合は、許可の有無に関わらず、すべての屋外保管事業者に対し、勧告を行えるものとしします。また、勧告に従わない場合は、当該措置を講ずるよう命令し、施設の使用停止を命じることができるものとしします。さらに、勧告、命令の発出の有無に関わらず、保管基準に適合しないことで市民生活の安全又は生活環境に支障が生じている場合は、直ちに支障除去を命じることができるものとしします。

#### **（12）事故時の措置**

屋外保管事業者は、屋外保管に係る事故（火災・延焼、崩落、飛散等）により市民生活の安全や生活環境の保全において支障が生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況や講じた措置の内容を市長に届け出なければならないことを定めます。また、屋外保管事業者が応急の措置を講じていないと認めるときは、当該応急の措

置を講ずるよう命ずることができるものとします。

### (13) 許可等に関する意見聴取

市長は、警察との連携を図り、暴力団関係者の有無を調査するため、許可をしようとする場合及び許可を取り消そうとする場合は、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができることを定めます。

### (14) 関係行政機関への照会等

市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関や関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができることを定めます。

### (15) 適用除外

廃棄物処理法の許可等を受けた者、国、都道府県又は市町村が屋外保管を行う場合は、条例の規定の適用を受けないことを定めます。

### (16) 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

### (17) 罰則

罰則については、条例の実効性を担保するため、法令や先進自治体の条例との均衡を考慮して定めます。また、法人の代表者等に対しても罰金刑（両罰規定）を定めます。

### (18) 施行日

令和6年7月1日施行（予定）

### (19) 経過措置

①条例施行の際、現に屋外保管事業場（以下、既存屋外保管事業場という。）を設置している者は、既存屋外保管事業場に関する必要な事項を、施行日から3か月以内に届出なければならないものとします。

- ②上記の届出をした事業者（以下、従前の屋外保管事業者という。）は、施行日から6か月以内に（4）の事前協議を開始しなければならないものとします。事前協議が終了し、本申請させ、許可に関する基準（一部を除く。）に適合していることが確認できた場合に、許可証を交付します。なお、届出の日から事前協議中及び本申請の手続き中は、事業を継続することができるものとします。ただし、各手続に期間を定めます。
- ③既存屋外保管事業場については、（5）の立地基準及び構造基準に関して適用しないこととします。ただし、構造基準に係る施設を更新する場合、当該基準を適用するものとします。
- ④従前の屋外保管事業者については、（5）の保管基準に関して、施行日から6月までの間は、適用しないこととします。

### 手続きフロー(案)

